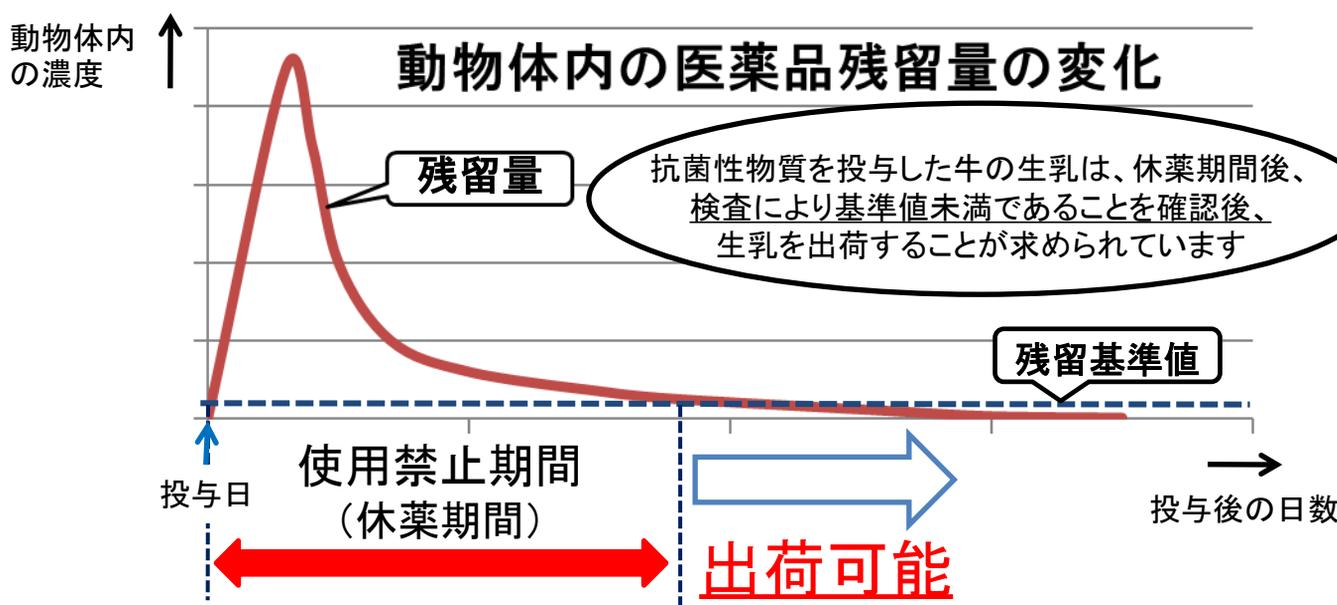


# 抗菌剤・駆虫薬は使用基準を守り、 正しく使いましょう

抗菌剤、駆虫薬などは、使い方、使用量、使用禁止期間（休薬期間）などの**使用基準を守って使用**しなければいけません。

## 使用基準を守らないと・・・

出荷した乳に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、**回収や廃棄の対象**となります。



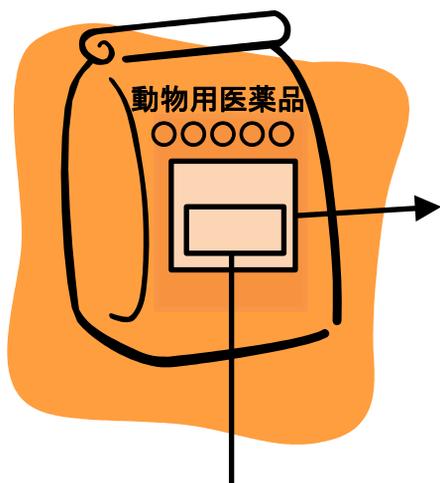
**使用基準を守って使用すれば、安全・安心で問題のない畜産物として出荷できます。**

★令和5年11月、牛乳等から動物用医薬品由来の抗菌性物質であるサルファ剤（スルファモノメトキシ）が検出されたことに伴う製品の回収事案が発生しました。

※サルファ剤：牛のコクシジウム病治療などに使用されます。

★酪農家の皆様におかれましては、使用基準遵守をお願いするとともに、診療獣医師の皆様におかれましては、引き続き動物用医薬品の適正な取扱い及びご指導をお願いいたします。

# 使用基準の確認と使用の記録



## <表示例>

動物用医薬品 ○○○○○(商品名)  
効能・効果  
牛の泌乳期の乳房炎治療

## 用法・用量

**1日量として搾乳後に1分  
房1回あたり●mg(力価)  
以下の量を注入すること。**

注意－使用基準のとおり使用すること

使用基準は、囲み枠に記載  
(裏面に記載の場合もあり)

注意:本剤は医薬品医療機器等法第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品ですので、使用対象動物(牛)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

## **牛(泌乳しているものに限る):**

**対象動物** 食用に供するためにと殺する前●日間  
**又は搾乳する前●時間** **使用禁止期間**  
(休薬期間)

- 医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう。  
①使用年月日、②使用場所、③対象動物、④薬品名、⑤用法・用量、⑥出荷可能日  
**動物用医薬品を適正に使用した記録**になります。
- 獣医師の発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書がある場合は、使用記録と一緒に保管しましょう。

未承認動物用医薬品(個人製造や輸入)の使用は、医薬品医療機器等法で禁止されています。また畜産物に残留した場合、回収・廃棄の対象となり、人で健康被害が発生した場合は、使用者の責任となります。